平成２８年（フ）第２２０号
茨城県水戸市平須町1819番地の33　クレール平須201号
債務者　鈴木　勝巳
1　決定年月日時　平成28年９月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月７日まで
水戸地方裁判所

平成２８年（フ）第１０９号
茨城県土浦市烏山２丁目530番地304
債務者　飯田　　望
1　決定年月日時　平成28年９月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月７日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２８年（フ）第１３７号
茨城県石岡市東光台４丁目３番３号　友水住宅５号棟
債務者　冷水　辰也
1　決定年月日時　平成28年９月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月７日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２８年（フ）第１３８号
茨城県石岡市山崎2271番地23　常陽テラス４－102
債務者　中山　一美
1　決定年月日時　平成28年９月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月７日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２８年（フ）第１４０号
茨城県つくば市上ノ室1321番地　芝橋コーポ102号
債務者　川島　葉子
1　決定年月日時　平成28年９月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月７日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２８年（フ）第７８号
千葉県富津市佐貫555番地　015号室、住民票上の住所千葉県君津市常代１丁目17番28号
債務者　井原由紀恵
1　決定年月日時　平成28年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月７日まで
千葉地方裁判所木更津支部

平成２８年（フ）第１９９号
金沢市久安２丁目485番地　フレグランス久安101号
債務者　神代香奈恵（旧姓濵市）
1　決定年月日時　平成28年９月８日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月７日まで
金沢地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第２１５号
金沢市神宮寺町１番地８　イトーピア金沢1007号室、住民票上の住所金沢市西金沢新町221番地　エスポアール西金沢202号（従前の住所）金沢市神宮寺３丁目10番６号
債務者　金子　志乃（旧姓宮本）
1　決定年月日時　平成28年９月８日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月７日まで
金沢地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第２１８号
金沢市小坂町中15番地２　サンパーク小坂６号、従前の住所金沢市野町４丁目１番８号
債務者　松まさこと　松田　將治
1　決定年月日時　平成28年９月８日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月７日まで
金沢地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第２２８号
石川県かほく市宇野気ト44番地２　プチパレ岡本302号、従前の住所石川県羽咋郡宝達志水町子浦ウ11番地３
債務者　中村　　篤
1　決定年月日時　平成28年９月８日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月７日まで
金沢地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第２３８号
金沢市畝田中１丁目15番地　北栄ビル102号、従前の住所金沢市畝田中１丁目88番地３
債務者　矢地　芳美
1　決定年月日時　平成28年９月８日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月７日まで
金沢地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第９４７号
名古屋市中村区千成通１丁目33番地　千成ハイネス205号
債務者　前田　裕介
1　決定年月日時　平成28年９月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月７日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第１１８４号
愛知県小牧市大字岩崎1500番地　県住４街区１号棟502号
債務者　服部　晃隆
1　決定年月日時　平成28年９月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月７日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第１１８５号
愛知県小牧市大字岩崎1500番地　県住４街区１号棟502号
債務者　服部　有香
1　決定年月日時　平成28年９月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月７日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第１２５５号
名古屋市中川区前田西町２丁目201番地　県営西前田住宅１棟114号
債務者　志水　　恵
1　決定年月日時　平成28年９月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月７日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第１７３号
滋賀県草津市東草津３丁目１番58―103号
債務者　松井嘉丈こと　松井　　親
1　決定年月日時　平成28年９月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月７日まで
大津地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第１８６号
滋賀県甲賀市土山町大野5031番地12―205号
債務者　牛尾　達弥
1　決定年月日時　平成28年９月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月７日まで
大津地方裁判所民事部